

忘れがちな
お金回りのこと。



補助金・年金etc.

subsidy

Series 国民年金 日本年金機構から送付される通知について

by 市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが応答します)

年金通知 早見表

年間を通して年金機構からは様々な通知が送付されます。今回は、その中でも代表的なものについてご紹介します。
※その他通知の内容については鹿屋年金事務所へお問い合わせください。

誕生月	8月	6月 または 随時	11月 または 2月	1月	送付月
ねんきん 定期便	扶養親族等 申告書	振込通知書	社会保険料 控除証明書	公的年金等の 源泉徴収票	通知名
年金制度に加入している被保険者へ、毎年誕生月に送付される加入期間や受給見込額のお知らせ(ハガキ)。ただし、35歳、45歳、59歳の方には年金加入記録回答票(水色の大封筒)が送付される。 ◆記載されている年金記録に漏れや誤りがあるときは訂正した回答票を返送してください。	老齢(退職)年金を受給している方のうち、年金額(月額)が65歳未満→108万円以上、65歳以上→158万円以上の方に送付される。 ◆平成30年分(平成29年9月29日提出期限)をまだ提出していない方は扶養の有無にかかわらず至急提出してください。提出が遅れると、2月支給分の年金から徴収される税金が本来より多くなることがあります。(提出せず源泉徴収税額が過徴収となってしまう場合、税務署等で確定申告をされると還付を受けられます)	6月の年金支給日に振り込まれる年金額のお知らせ。基本となる各期年金額、差し引かれる保険料等の金額、実際に振り込まれる金額が記載されている。6月以外にも、保険料等の変動により振込金額が前回と異なる場合や受取機関を変更した場合も随時送付される。	◆年末調整や確定申告をする際に添付してください。 その年の9月までに一度でも国民年金保険料を納めた方は11月に、10月以降に初めて納めた方は2月に送付される。1年間(1~12月)に払った年金保険料の合計額(見込額)のお知らせ。全額が税の控除対象となる。	◆確定申告をする際に添付してください。 老齢(退職)年金の受給者へ送付される。その年に支払われた年金額と年金から徴収された所得税額が記載されている。	内容

新成人の皆さんへ ~ 20歳になったら国民年金~

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳の誕生日を迎えたら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

※20歳前からすでにご自身で厚生年金保険等に加入している場合は手続き不要です。

※年金手帳は加入手続き後に送付されますので、大切に保管してください。



鹿屋年金事務所による移動相談

※枠に限りがありますので、早めにご予約ください。

期 日	時 間	場 所	予約先
1月 11日(木)	午前10時~午後3時	大隅支所別館 2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923
2月 8日(木)		本庁(末吉) 1階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805

Series 多面的機能支払交付金 水土里サークル活動に取り組もう！

by 耕地課・各支所産業振興課

本庁 ☎ 0986-76-8810

大隅 ☎ 099-482-5952

財部 ☎ 0986-72-0940

多面的機能支払交付金とは？

農業・農村は、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能を有していますが、近年、農村地域の高齢化等により、その維持・発揮に支障が生じています。それらを支える共同活動を支援し、保全管理を推進します。

活動の手順

集落や水系単位で対象地域を決め、農業者および地域住民で活動組織を設立し、市が認定します。共同活動を行う対象農用地面積に対し、交付金を交付します。農用地・水路・農道・ため池の保全管理や共同活動の経費に活用できます。

多面的機能支払交付金の構成

【農地維持支払】

- ・ 遊休農地発生防止のための保全管理
- ・ 草刈りや泥上げ
- ・ 農道の路面維持等

【資源向上支払（共同活動）】

- ・ 施設の軽微な補修
- ・ 花の植栽による景観形成活動
- ・ 農業に由来する伝統行事の継承など
- 【資源向上支払（施設の長寿命化）】
- ・ ゲートの補修や更新
- ・ 土側溝をコンクリート水路へ更新
- ・ 未舗装の農道をコンクリートで舗装

※現在、曾於市には42の水土里サークル活動組織があり、この活動に取り組んでいます。



広告

JA農機ハウスローンキャンペーン実施中



農機具購入を考えている方
今がチャンスです！！

今なら利子補給・保証料助成あり！！

お問い合わせ先 そお鹿児島農業協同組合

大隅支店：099-482-6813 財部支店：0986-72-3114

末吉支店：0986-76-7703 本 所：099-482-6807

JAそお鹿児島の
マスコットキャラクター
そお太くん

※利子補給を受けられる方は、諸条件がありますので
詳しくはお近くのJA窓口にご相談ください。

Series 税チャンネル その① 申告の準備はお早めに！

by 税務課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932

固定資産税償却資産の申告時期です！

毎年 **1月1日現在に償却資産**を所有されている方は、それらの資産を申告することになっています。適正な申告をお願いします。

償却資産とは？

会社や個人で工場や商店、農業などの事業をしている人が、その事業のために使用する構築物・機械・器具・備品などで、土地・家屋以外の資産のことです。今年申告書を提出していただいている方には12月末に平成30年度分の申告書を送付します。新たに事業を始められた方（太陽光発電事業など）は税務課固定資産税係までご連絡ください。

家屋の新築・改築・増築・取り壊し等の申告について

対象家屋

- ①平成29年1月2日～平成30年1月1日までに新築・改築・移築・増築した家屋または取り壊した家屋
- ②昨年中に新築・改築・移築・増築した家屋または取り壊した家屋で未申告または家屋調査が済んでいない家屋

※取り壊した家屋は申告されないと固定資産税が課税される場合がありますので、**必ず申告されますようお願いします。**

※不公平な課税を防止するため、申告漏れのないようお願いします。

農業・営業所得等の申告準備を始めましょう！

毎年、2月になると、所得税や市県民税の申告受付が始まります。

申告は自主申告が基本です。期間の直前になってから申告の準備を始めると、正確な収支計算ができず、誤った申告をしてしまう場合があります。特に農業や営業を営まれている方は、収入や経費の計算に時間がかかる場合が多いので、早めに申告の準備を始めましょう。

確定申告にはマイナンバーの記載が必要です

確定申告にはマイナンバーの記載が義務付けられています。確定申告書を提出する際には、本人確認（番号確認および身元確認）を行う必要があるため、申告されるご本人の本人確認書類の提示が必要となります。（コピーの添付義務はありません）

《本人確認のため持参していただくもの》

例① マイナンバーカードのみ

例② 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※通知カードでは番号確認しかできないため、別に身元確認ができる書類が必要です。

償却資産の例示

種類		具体例
第1種	構築物	受変電設備、舗装路面、門扉、外構、ビニールハウスなど
第2種	機械および装置	工作機械、製造加工機械、建設機械、溶接機、耕耘機などの農機具（小型特殊自動車を除く） 太陽光発電設備 など
第3種	船舶	ボート、釣り船など
第4種	航空機	ヘリコプター、グライダーなど
第5種	車両および運搬具	大型特殊自動車、貨車、客車、フォークリフト（軽自動車税・軽自動車税の課税対象となっているものを除く）など
第6種	工具、器具および備品	各種工具、パソコン、コピー機、陳列ケース、机、いす、ロッカー、金庫、レジスターなど

1月の納期について

- ☐ 国民健康保険税 8期
- ☐ 介護保険料 8期
- ☐ 後期高齢者医療保険料 7期

※口座振替をされている方は、1月31日に振替しますので残高のご確認をお願いします。

Series 税チャンネル その② 市県民税の申告受付日について

by 税務課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932

農業・営業・不動産所得のある方へのお願い

申告は、自主申告が基本です。

経費の計算は、必ず事前に行ってから申告会場にお越しください。

◆例年、事前に経費の計算を行わず、申告会場へ領収書等のみを持参される方がいます。そのまま申告受付を行うと大変な時間を要し、並ばれている方の待ち時間も長くなってしまいます。そのため、経費の計算がお済みでない方は、来場の順番にかかわらず、ご自身で経費項目ごとの合計額の計算を済ませていただき、その後の受付とさせていただきます。
スムーズな申告受付が行えますよう皆様のご協力をお願いします。

市県民税巡回申告受付日程

受付時間 ◆ 午前 9:30 ～ 11:30 ◆ 午後 1:30 ～ 3:30

財部地区	2月13日	火	財部中央公民館
	2月14日	水	
	2月15日	木	
	2月16日	金	財部南地区公民館
	2月19日	月	北地区生活改善センター 中谷地区公民館
	2月20日	火	宇都自治公民館

大隅地区	2月21日	水	月野地区公民館
	2月22日	木	大隅中央公民館
	2月23日	金	
	2月26日	月	恒吉地区公民館
	2月27日	火	大隅南地区改善センター 菅牟田環境改善センター
	2月28日	水	笠木高齢者コミュニティセンター
	3月1日	木	大隅北地区公民館

未吉地区	3月2日	金	南部地区青少年館
	3月5日	月	末吉中央公民館
	3月6日	火	西部地区研修センター 東部地区青少年館
	3月7日	水	北部地区青少年館 高岡地区集会施設
	3月8日	木	憶地区青少年館
	3月9日	金	岩南地区研修センター 柳迫地区研修センター
	3月12日	月	光神地区研修センター 深川地区農業研修センター
	3月13日	火	諏訪地区農業研修センター
	3月14日	水	岩崎地区農業研修センター

※混雑を避けるため、午前・午後の対象を自治会で振り分けています。自治会回覧文書等でご確認ください。

※上記期間中は、本庁税務課・各支所税務係窓口での申告は原則としてお受けできません。該当する会場で都合が悪い場合は、上記いずれかの会場で申告してください。

◆次の方は、下記の日程で申告してください。

① 毎年、市役所・各支所で確定申告を作成される方 ② 上記日程（巡回申告受付）で申告できなかった方

財部支所 3階	3月6日(火)・7日(水)	大隅支所 1階	3月8日(木)・9日(金)	本 庁 1階	3月12日(月)・13日(火)・14日(水)
---------	---------------	---------	---------------	--------	------------------------

Series 税チャンネル その③ 市県民税の申告について

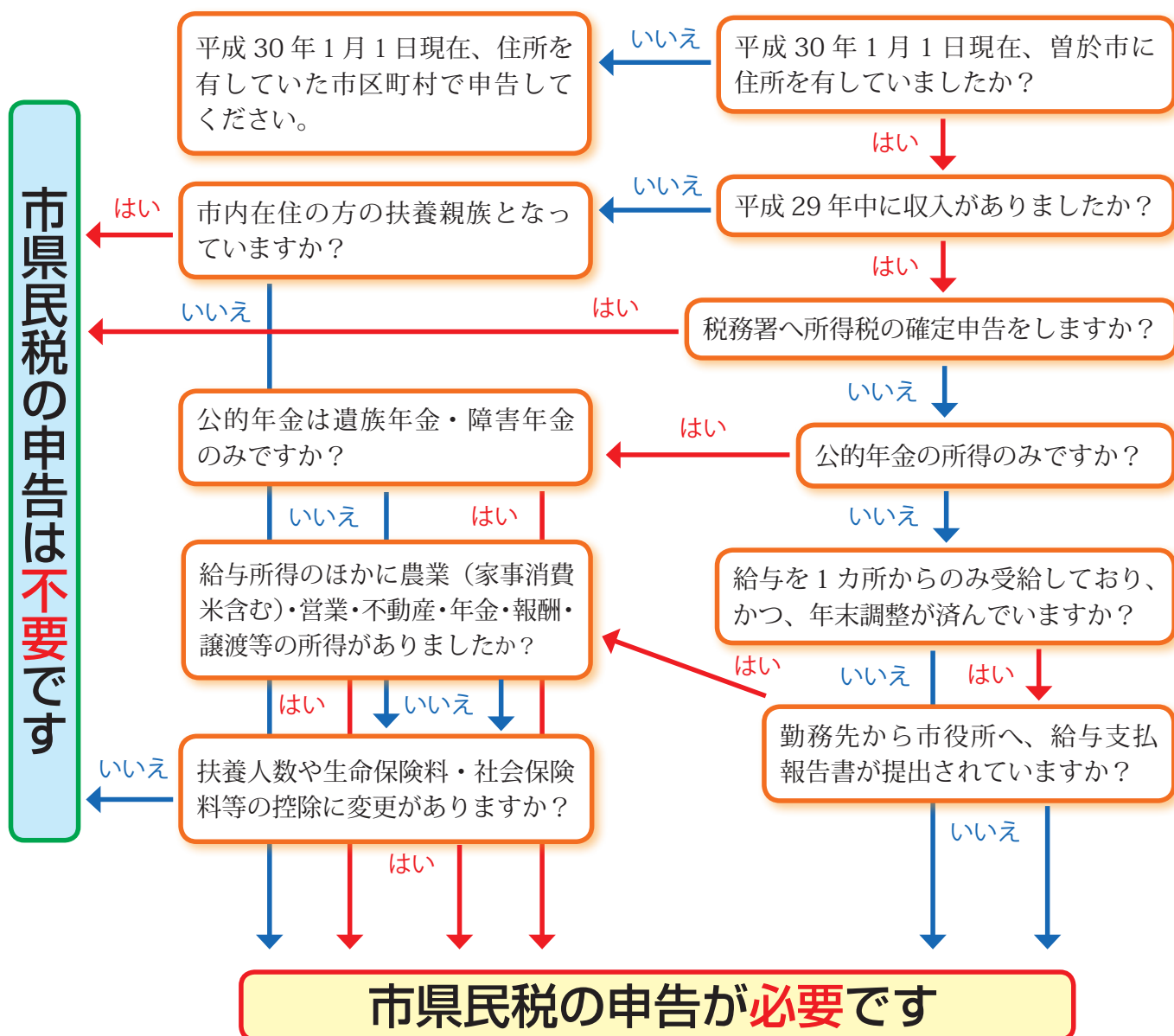
by 税務課・各支所地域振興課 本庁☎ 0986-76-8804 大隅☎ 099-482-5922 財部☎ 0986-72-0932

平成 30 年 1 月 1 日現在で曾於市に住所のある方は、平成 29 年中の所得を市に申告する必要があります。市県民税申告は、平成 30 年度の市県民税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の賦課資料になります。申告が必要かどうかは下記の表で確認して、必要である場合は必ず申告してください。

税務課では、各地区を巡回して申告受付を行います。巡回申告受付の日程は、25 ページまたは自治会回覧等でご確認ください。なお、巡回申告受付期間中の本庁および各支所での申告受付は、納税相談や各種証明書発行などのお客さまが優先になります。そのため、長時間お待ちいただく場合がありますので、極力、巡回申告会場での申告をお願いします。

ご不明な点は、本庁税務課へお問い合わせください。

スタート



Series 税チャンネル その④ 所得計算の流れについて

by 税務課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932

農業・営業・不動産の収支計算について

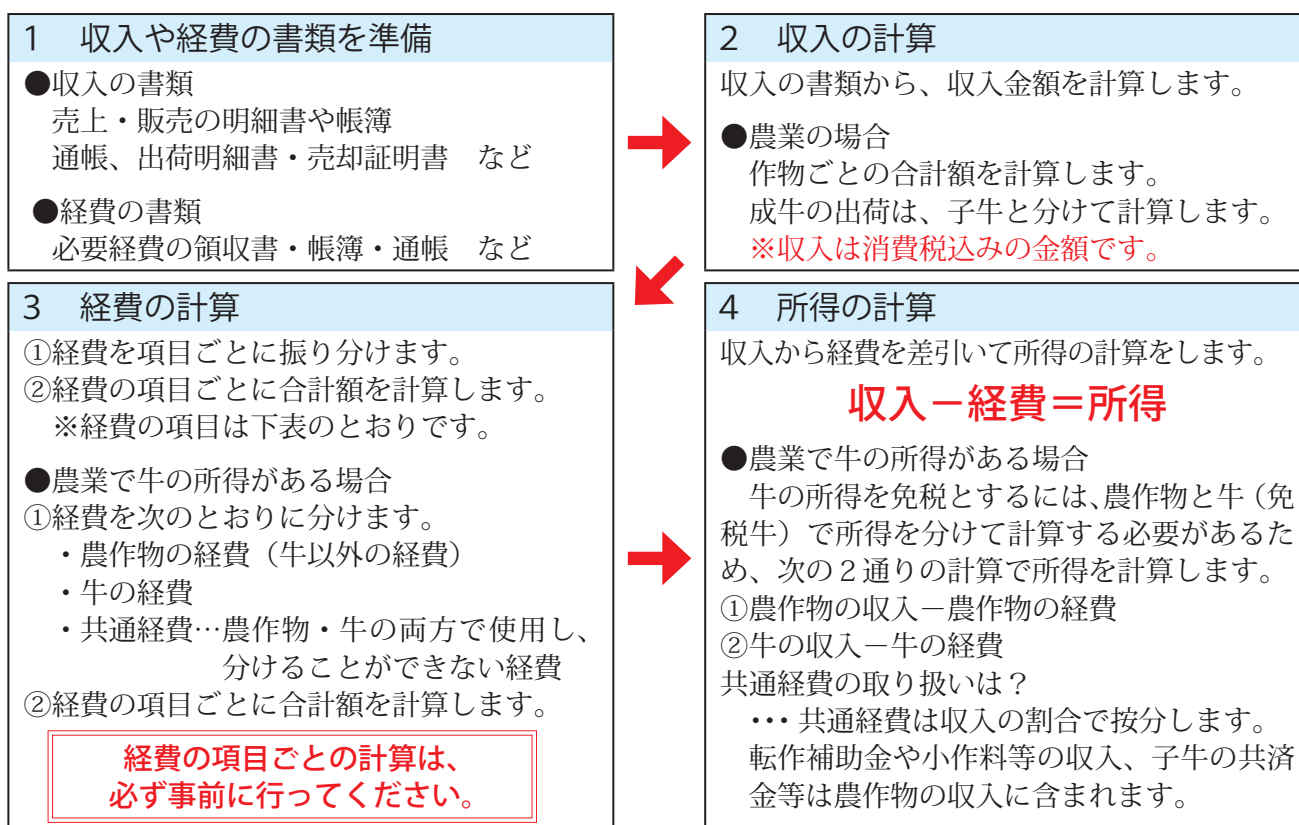
農業や営業、不動産の所得がある方は、**収入から必要経費を差し引く収支計算**で所得を計算します。所得の申告は**自主申告**が基本です。この計算を自分で行うことで、一年間の経営状況がわかり、効率的で経済的な経営に役立てることができます。必ず自分で計算をしましょう。所得計算の流れを参考にして、計算をしてください。

※経費の計算がお済みでない場合は、申告をお受けできません。(申告会場にてご自身で経費の計算をしていただくことになります)

申告開始は平成 30 年 2 月 13 日 (火) からです

2 月 13 日以前の申告はお受けできません。受付日程を確認し、該当する会場で申告をしてください。都合がつかない場合は他会場でも申告できます。ご協力をお願いします。

◆ 所得計算の流れ ◆



経費の項目								
農業			営業			不動産		
雇人費	肥料費	作業用衣料費	給料賃金	租税公課	租税公課	租税公課		
小作料・賃借料	飼料費	農業共済掛金	外注工賃	荷造運賃	修繕費	減価償却費		
減価償却費	農具費	荷造運賃手数料	減価償却費	水道光熱費	借入金利息	損害保険料		
利子割引料	農業衛生費	土地改良費	貸倒金	旅費交通費	雑費			
租税公課	諸材料費	委託料	地代家賃	通信費				
種苗費	修繕費	雑費	借入金利息	宣伝広告費				
素畜費	動力光熱費							

経費はこの項目ごとに整理して計算してください。

※経費の項目ごとの計算は、必ず事前に済ませてください。